二　特例ベトナム人介護福祉士候補者の要件の確認

平成二十六年度に入国したベトナム人介護福祉士候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が交換公文に基づき当該ベトナム人介護福祉士候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省社会・援護局長は、第二の二の1の⑵及び⑶の要件、同2の⑵の要件並びに同3の⑴及び⑵の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び社会・援護局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

第五　受入れ調整機関による相談対応等

一　受入れ調整機関の事業

受入れ調整機関は、特例ベトナム人看護師候補者等に対する適正な雇用管理、適切な研修等を確保するため、次に掲げる事業を実施する。

1　（略）

2　特例受入れ機関からの報告の受理

⑴　在留資格変更時報告

特例受入れ機関は、受け入れている者が法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた場合には、その旨及び第二の一の3の⑴の看護研修改善計画又は同二の3の⑴の介護研修改善計画を速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

⑵　定期報告

イ　特例受入れ機関は、特例受入れ施設の要件の遵守状況及び労働契約の要件の遵守状況について、特例ベトナム人看護師候補者は別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度の一月一日現在、特例ベトナム人介護福祉士候補者は平成三十一年一月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

ロ　特例受入れ機関は、受け入れている各特例ベトナム人看護師候補者等の研修の実施状況について、特例ベトナム人看護師候補者は別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度の十月一日現在、特例ベトナム人介護福祉士候補者は平成三十年十月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

⑶　随時報告

イ　特例受入れ機関は、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者等が死亡若しくは失踪した場合又は当該特例ベトナム人看護師候補者等が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると思料する場合には、速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

ロ　特例受入れ機関は、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者等が特定活動の在留資格（特例ベトナム人看護師候補者等又はベトナム人看護師若しくはベトナム人介護福祉士に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

ハ　特例受入れ機関は、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者等との労働契約を終了する場合には、あらかじめ、その旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

（新設）

第五　受入れ調整機関による相談対応等

一　受入れ調整機関の事業

受入れ調整機関は、特例ベトナム人看護師候補者に対する適正な雇用管理、適切な研修等を確保するため、次に掲げる事業を実施する。

1　（略）

2　特例受入れ機関からの報告の受理

⑴　在留資格変更時報告

特例受入れ機関は、受け入れている者が法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた場合には、その旨及び第二の三の1の看護研修改善計画を速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

⑵　定期報告

イ　特例受入れ機関は、特例受入れ施設の要件の遵守状況及び労働契約の要件の遵守状況について、平成三十年一月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

ロ　特例受入れ機関は、受け入れている各特例ベトナム人看護師候補者の研修の実施状況について、平成二十九年十月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

⑶　随時報告

イ　特例受入れ機関は、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者が死亡若しくは失踪した場合又は当該特例ベトナム人看護師候補者が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると思料する場合には、速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

ロ　特例受入れ機関は、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者が特定活動の在留資格（特例ベトナム人看護師候補者又はベトナム人看護師に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

ハ　特例受入れ機関は、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者との労働契約を終了する場合には、あらかじめ、その旨を受入れ調整機関に報告するものとする。